

## これからの手続きについて

中野市役所 0269-22-2111(代表)  
豊田庁舎 0269-38-3111

※以下のうち、該当するものについてお手続きが必要になります。

該当の方	お手続きの内容	お持ちいただくもの	担当確認	担当課
お持ちの方	死亡のお届けにより失効しましたので、お返しください。	※亡くなられた方が所持されていたものがありましたらお返しください。 国民健康保険資格確認書 後期高齢者医療被保険資格確認書 印鑑登録証 介護保険被保険者証 住民基本台帳カード		市民課 窓口係 (庁舎 1階) 内線236・274  豊田庁舎 市民課 豊田窓口係
国民年金を受給されていた方	死亡届及び国民年金未支給請求	・年金証書(受給されていた場合) ・年金手帳(受給前の場合) ・預金通帳(請求者名義のもの) ・戸籍謄本、抄本(亡くなられた方と請求者の関係がわかるもの) ※請求者が配偶者の場合は不要。		市民課 国保年金係 (庁舎 1階) 内線237・296・304  豊田庁舎 市民課 豊田窓口係
国民年金に加入、または受給前の方	遺族年金または死亡一時金の支給(一定の条件を満たしたとき)	・請求者のマイナンバーが確認できる書類 ※請求できる順位は配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位になります。 ※別居されていた場合は、生計維持・同一証明書が必要になります。		
国民健康保険に加入されていた方	葬祭費(50,000円)が支給されます。	・葬祭費支給申請書 ・印鑑(喪主の方のもの) ・通帳(上記の方のもの) ・葬祭を行った事実が確認できるもの		豊田庁舎 市民課 豊田窓口係
後期高齢者医療に加入されていた方	葬祭費(50,000円)が支給されます。保険料の精算等	・葬祭費支給申請書 ・印鑑、通帳(喪主の方のもの) ・葬祭を行った事実が確認できるもの ・通帳(請求者の方のもの:還付の場合)		
身体障害者手帳療育手帳精神保健手帳を所持していた方	返還届	・障害者手帳 ・印鑑(親族の方)		福祉課 障がい福祉係 (庁舎 1階)内線295  豊田庁舎 市民課 豊田窓口係
福祉医療費受給者証をお持ちの方	福祉医療費給付金受給資格喪失の届出及び口座変更	・福祉医療費受給者証 ・印鑑、通帳(請求者の方のもの)		福祉課 厚生保護係 (庁舎 1階)内線276  豊田庁舎 市民課 豊田窓口係
市税が課税されていた方	市税に係る相続人代表者指定の届出	・相続人代表者指定(変更)届出書(詳細は別紙による) ・通帳など口座がわかるもの、金融機関登録印または金融機関キャッシュカード、クイックカード(口座振替を希望する場合)		税務課 収納係 (庁舎 1階)内線227  豊田庁舎 市民課 豊田窓口係
犬を飼育されていた方	犬の登録事項の変更	・犬の登録事項の変更届の提出が必要です。 ・詳細は、環境課衛生係にお問い合わせください。		生活環境課 衛生係 (庁舎 1階)内線245  豊田庁舎 市民課 豊田窓口係
浄化槽を使用されていた方	浄化槽管理者の変更	・浄化槽管理者の変更届等の提出が必要です。 ・詳細は、環境課衛生係にお問い合わせください。		
市民霊園を使用されていた方	名義変更・遺骨埋蔵	【名義変更】 霊園使用許可証 住民票・戸籍謄本等 【遺骨埋葬】 埋葬許可証(火葬許可証交付時に渡された複写用紙)		高齡者支援課 介護保険係 (庁舎 2階) 内線365  豊田庁舎 市民課 豊田窓口係
65歳以上の方	介護保険料の精算等	・通帳(請求者の方のもの:還付の場合)		

該当の方	お手続きの内容	お持ちいただくもの	担当 確認	担 当 課
児童手当を受給されていた方	受給者変更手続き等	○児童手当を受給されていた方が亡くなられた場合 ・健康保険被保険者証または資格確認書(新たに請求者となる方のもの) ・通帳等の写し(新たに請求者となる方のもの) ・新たに請求者となる方のマイナンバーが確認できる書類		子育て課 子ども支援係 (庁舎 2階)内線362  豊田庁舎 市民課 豊田窓口係
児童を扶養されていた方	児童扶養手当の申請	○申請の際に面接が必要となりますので、福祉課へお越しください。		福祉課 厚生保護係 (庁舎 1階)内線298
亡くなられた方の名義で使用されていた上下水道設備がある方	使用者、支払者等の登録内容の変更(料金精算を伴う場合があります)	○家族・親族間の名義変更で今後納付書払を希望、または登録口座の変更がない場合 ・特にありません(電話で手続き可) ○家族・親族間の名義変更で今後口座振替払を希望の場合 ・通帳など口座がわかるもの、金融機関登録印 または 金融機関キャッシュカード(クイックカード) ○土地・建物の所有者等が家族・親族以外になる場合 ・土地売買契約書又は登記簿謄本など、所有権等の異動がわかる文書の写し ・印鑑		水道料金センター (庁舎 3階)内線284
市営住宅に入居されていた方	入居者の異動に伴う届出	○市営住宅から退去される場合 ・市営住宅明渡届出表 ・印鑑(届出者の認印) ○入居名義人を変更し入居を継続される場合 ・市営住宅入居承継承認申請書 ・印鑑(申請者の認印) ○入居名義人以外の同居されている方が亡くなられた場合 ・市営住宅同居者異動報告書 ・亡くなられた方の除票後の住民票又は除票の写し ・印鑑(申請者の認印)		都市建設課 建築住宅係 (庁舎 3階)内線273  ※県営住宅については 北信建設事務所 建築課 (代表)0269-22-3111
土地・家屋を所有されていた方	土地・家屋の所有についてお困りの方	○土地(農地等利用にお困りの方、家屋を使用せず空き家になるなどの相談)		都市建設課 建築住宅係 (庁舎 3階)内線358  農業委員会 (庁舎 3階)内線409
	相続に伴う所有権移転登記の申請をお願いします。	○預金払戻等にも利用できる「法定相続情報証明制度」を含め、お手続きについては、長野地方裁判所飯山支局にお問合せください。 ・相続登記は、令和6年4月1日から申請が義務化されています。		長野地方裁判所飯山支局 0269-62-2302
農地をお持ちの方	農地の相続の届出	・印鑑(相続する方のもの)		農業委員会事務局 (庁舎 3階)内線409
農業者年金を受給・加入されていた方		(国民年金とほぼ同様の手続きが必要になります。)		
森林の土地をお持ちの方	森林の相続の届出	・印鑑(相続する方のもの)		農業振興課 耕地林務係 (庁舎 3階) 内線251・252
豊田有線テレビに加入(利用)されていた方	名義変更 使用中 脱退	【名義変更届】 ・印鑑(新規登録される方) ・通帳、金融機関登録印(今後口座振替を希望する場合) 【使用中止届】※使用を一時中止される場合 ・印鑑(親族の方) 【脱退届】※今後利用されない場合 ・印鑑(親族の方)		【指定管理業者】 テレビ北信 ケーブルビジョン  中野市大字中野1863-1 0269-26-0202

※お手続きの際には、「本人確認」が必要になります。マイナンバーカード、運転免許証等をお持ちください。